

公益社団法人日本フェンシング協会
利益相反マネジメント規程 細則

施行 令和3年1月17日
改訂 令和4年4月3日

当協会の利益相反マネジメント規程（以下、「本規程」という。）に関する細則を以下のとおり定める。なお、本細則で用いる用語の意義は、特に断らない限り本規程による。

第1条 （コンプライアンス委員会）

1. コンプライアンス委員会は、当協会の利益相反に関する事務を担当し、利益相反に関するマネジメントを行う。
2. コンプライアンス委員会は、利益相反マネジメント担当者を選任し、理事会に報告する。担当者を変更した場合も同様とする。

第2条 （コンプライアンス委員会による審査等）

1. 本規程第6条第1項に基づく報告は、記名の上、利益相反を生じさせる、又は生じさせるおそれのある行為の内容を記載した書面をもって行うこととする。
2. 関係当事者から前項の報告があった場合には、コンプライアンス委員会がその内容につき審査し、利益相反の有無を判定する。
3. コンプライアンス委員会が、前項により利益相反があると判定した場合には、関係当事者に対して、以下を通知する。
 - 当該取引行為を禁止するか否か
 - 禁止しない場合の措置（理事会その他の機関による承認）
 - 代替案の要請
4. コンプライアンス委員会は、関係当事者が前項の通知内容に従わない場合には、倫理・懲戒規程違反を問疑することができる。
5. コンプライアンス委員会は、理事会に対し、本条に基づく利益相反マネジメントに関する報告を行う。

第3条 （理事会による利益相反の承認）

1. 以下の場合に、関係当事者である理事は、本規程第6条第3項に基づく理事会の承認を求めなければならない。
 - ① 理事が自己又は第三者のために当協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - ② 理事が自己又は第三者のために当協会と取引をしようとするとき

- ③ 当協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2. 前項の理事会の承認は、原則として、当該利益相反取引の前に受けることを要する。やむを得ない事情により、事前に承認を得ることができなかった場合には、取引後、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3. 関係当事者が前項の承認を受けるために理事会に開示すべき事実は以下のとおりとする。
 - ① 取引の相手方
 - ② 取引の内容（種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間等）
 - ③ 他の法人の代表者に就任する場合は、当該法人の情報（規模、事業の種類、商品・サービスの内容、取引の規模及び範囲等）
- 4. 本条に違反して取引を行い、当協会に損害が発生した場合には、当協会は、当該取引を行った関係当事者である理事に対して損害賠償を請求することができる。

附則

本細則は、令和3年1月17日より施行する。

附則

本規程は、令和4年4月3日から施行する。